

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区役所（広島市東区東蟹屋町9番38号）及び 広島市東区総合福祉センター（広島市東区東蟹屋町9番34号）
受 電 設 備	広島市東区総合福祉センター6階電気室内
業 種 及 び 用 途	事務所及びコミュニティー施設
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V（受電電圧6,600V）
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	373kW （ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	2,467,614kWh（3年間）
使 用 期 間	令和4年4月1日 0:00 ～ 令和7年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録（検針日は原則毎月1日）
電 力 量 計 （自動検針装置）	製造メーカー：三菱電機㈱ 型 式：WP3EP-R
需 給 地 点	本市の構内柱上に本市が設置した気中開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市東区役所庁舎及び広島市東区総合福祉センター庁舎への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。 ・電気料金の請求は、広島市東区役所は東区役所市民部区政調整課、広島市東区総合福祉センターは東区役所厚生部生活課及び公益財団法人広島市文化財団に分割して行うものとする。なお、請求期限等は、別途協議して定める。